



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平 28 情保 第 734-263 号）」

※通行規制エリア及び迂回エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等他所用のある車両などは原則、通行可。

本資料の記載内容は、今後、追加・変更の可能性がある。  
路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。  
大会ルートは一般道を記載（高速道路上は2ページ参照）

